

令和5年度地域保健総合推進事業

誰一人取り残さない栄養政策の推進に向けた行政管理栄養士の人材育成体制基盤研究 「行政栄養士の配置並びに人材育成体制基盤整備にかかる実態調査」実施要領

1 目 的

健康日本 21(第二次)の推進に伴い、平成 25 年3月「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活改善の基本指針(以下、行政栄養士業務指針)」により行政栄養士の人材育成に関する技術的助言が国から示された。平成 28 年3月には、(公社)日本栄養士会が、公衆栄養分野における「人材育成ガイド」を作成し、公衆栄養分野における経験年数別のコンピテンシーの検討と組織として人材育成に取り組む体制上の課題及び行政栄養士それぞれがその職位に応じた役割と責任を自覚することの個人における課題を提案している。

さらに、公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士育成プログラム開発のための研究(令和3年度厚生労働科学研究)では、都道府県等自治体を対象とした組織調査の結果から、「組織的・計画的な人材確保、人材育成の取組が進んでいる自治体は少なく、その実態も自治体間で差が生じている。」といった課題、行政栄養士個人を対象とした調査から「自治体栄養士のキャリアラダーに基づくキャリアパスモデル」と能力開発別の研修例があわせて示されている。令和4年度地域保健総合推進事業の取組では、好事例の栄養政策の事例から行政栄養士に求められるスキルを共通要素としてまとめ、「将来を見据えた、地域における栄養政策の実践ガイド」を作成した。

前述のとおり、「行政栄養士に求められるスキル」及び「職位や経験年数別に求められる能力とキャリアパスモデル」は整理されたが、各自治体がこれらを踏まえた組織的な取組の現状の詳細は明らかになっていない。

そこで、行政栄養士の人材育成体制整備の推進に向けて、現状の組織体制及び人材育成の実施状況の実態と課題を明らかにするため調査を実施する。

2 実施主体 一般財団法人 日本公衆衛生協会

令和5年度地域保健総合推進事業「誰一人取り残さない栄養政策の推進に向けた行政管理栄養士の人材育成体制構築基盤研究」(分担事業者:山梨県富士・東部保健所 渡邊瑞穂)

3 調査対象(調査への回答をお願いしたい方)

都道府県本庁、保健所設置市、特別区の健康増進・栄養主管部(課)の管理栄養士等

4 調査期間 令和5年 11 月～令和5年 12 月

5 調査内容

- (1)組織の状況(配置数、配置分野、採用計画等)
- (2)行政栄養士業務指針の取り組み状況
- (3)課題要因

6 調査方法(調査票配布、回答方法、調査票回収)

(1)調査票の配布

都道府県本庁、保健所設置市、特別区の健康増進・栄養主管部(課)長宛てに、調査依頼及び調査票様式を郵送。

(2) 回答方法

送付した調査票に直接回答せず、調査専用ウェブサイトよりエクセルファイルをダウンロードし、メールにて送付。

調査票のダウンロード:<https://www.comon.jp/dl/eiyou/index.html>

ファイルの送付先(回答先):2023eiyou@comon.jp



(3) 調査票の回答期限

令和5年12月14日(木)

7 問い合わせ先

《内容について》 令和5年度地域保健総合推進事業 実態調査 係

E-mail:hckanri.chousa@gmail.com

《調査回答について》 株式会社コモン計画研究所

E-mail:2023eiyou@comon.jp

*メールでの問い合わせをお願いします。

8 結果の公表

本調査は、調査目的以外には使用せず、個人や機関が特定される集計は行わない。ただし、調査集計結果により追加調査を実施した場合は、個別にヒアリング等を依頼することがあり、承諾を得て自治体や機関を公表する場合がある。また、調査結果は、行政管理栄養士政策能力向上シンポジウム、地域保健総合推進事業発表会及び日本公衆衛生学会等で公表するとともに、報告書として行政機関に配布予定。